

総合計画推進支援業務 企画提案募集要領

1 業務の名称

総合計画推進支援業務

2 業務に関する事項

(1) 業務目的

本市は、令和3年4月に第5次神戸市基本計画の実施計画「神戸2025ビジョン」(計画期間：2021年度～2025年度)を「まち・ひと・しごと創生法」に定める「地方版総合戦略」と一体の計画として策定した。将来像「海と山が育むグローバル貢献都市」の実現に向け、KPIの進捗状況の確認、外部有識者での評価、施策推進のための調査・分析や新たな施策の企画立案支援など、総合的に本ビジョンの推進につなげていく。

また、令和7年度に改定を迎える本市の総合計画(「新・神戸市基本構想」、「第5次神戸市基本計画」、「神戸2025ビジョン」)の次期計画策定に向け、必要な調査などを実施する。

(2) 業務内容

別紙「総合計画推進支援業務 委託仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

※本事業に係る令和5年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しない場合がある。

(4) 契約上限金額

金5,000,000円(消費税・地方消費税含む)

3 応募者資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体(更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。)でないこと。

- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書(様式9号)を提出すること。

4 事業者選定スケジュール

- (1) 応募書類等の配布： 令和5年2月20日(月)
- (2) 参加申込及び質問受付締切： 令和5年3月9日(木) 17時30分
- (3) 質問に対する回答： 令和5年3月15日(水) 予定
- (4) 企画提案書の提出期限： 令和5年4月5日(水) 17時30分
- (5) 提案審査会： 令和5年4月中旬予定
- (6) 選定結果通知： 令和5年4月中旬予定
- (7) 契約締結： 令和5年4月中下旬予定

5 応募書類等の配布

- (1) 配布期間 令和4年2月20日(月)から令和5年3月9日(木)まで
- (2) 配布場所 神戸市ホームページにて掲載
- (3) 配布書類 ①企画提案募集要領(本書)
②委託仕様書
③各種様式(様式1号～9号)

6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申込手続き
 - ア 受付期間 令和5年2月20日(月)から令和5年3月9日(木) 17時30分まで
 - イ 提出書類 別紙「参加申込兼資格確認書(様式1号)」
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者のみが提出すること。
 - ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※Eメール等により提出
- (2) 質問の受付
 - ア 受付期間 令和5年2月20日(月)から令和5年3月9日(木) 17時30分まで
 - イ 提出書類 別紙「質問票(様式2号)」

- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※Eメール等により提出
- エ 回答方法 参加者全者に対し、令和5年3月15日（水）までにEメールにより回答予定

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和5年4月5日（水）17時30分必着
- イ 提出書類 ①企画提案書（参考様式3号）
②見積書（様式自由）
③業務実績調書（参考様式4号、様式自由）
④業務実施体制表（参考様式5号、様式自由）
⑤予定スタッフの経歴・従事業務調書（参考様式6号、様式自由）
⑥共同企業体結成届出書（様式8号）※共同企業体の場合のみ
⑦共同企業体結成同意書（様式9号）※共同企業体の場合のみ
⑧法人・団体概要が分かる資料
⑨その他補足資料（任意）

- ウ 提出先 「10 問い合わせ先」のとおり
※PDFファイル等、Eメールにて提出すること。

7 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和5年4月中旬に神戸市役所内にて実施予定
※開催形式含め、応募者に別途連絡
- イ 選定方法 ①提案審査会委員は、応募者が提出した企画提案書の内容に対する審査を行う。
②提案審査会委員は、以下の評価項目に沿って100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点を評価点とする。評価点が最も高い応募者を委託候補者とする。
※ただし、評価点が50点未満の場合は委託候補者として選定しない。

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|------|--------------|--|------|
| 実施内容 | 設定課題に関する提案内容 | 提案内容の着眼点、構成が優れているか。 | 20点 |
| | | 提案内容を裏付ける具体的な根拠の提示や論理構築がなされているか。 | 20点 |
| | 業務内容及び内容の理解度 | 総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、方向性が的確かどうか。 | 20点 |
| 実施体制 | 人員及び実績 | 本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されており、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。 | 20点 |
| | 参考見積及び工程の妥当性 | 積算根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。 | 10点 |
| 地域性 | | 提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか。 | 10点 |
| 合計 | | | 100点 |

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、当該応募者のうち、以下の評価基準の順に点数を比較し、点数が高い者を委託候補者とする。すべての評価基準の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

- ①「調査業務に関する提案内容」の合計点数
- ②「人員及び実績」の点数
- ③「見積金額」の点数

(2) 選考結果の通知

令和5年4月中旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。

8 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

9 その他

(1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

(5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

(6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7号）」を「10 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。

10 問い合わせ先

神戸市企画調整局政策課 竹村、神田

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-6951 E-mail：tokku@office.city.kobe.lg.jp